

徳島市監査委員告示第8号

平成30年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成31年3月4日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	工	藤	誠
同	森	井	嘉
同	西	林	幹

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

平成30年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成31年2月4日報告分）に基づく措置状況

総務部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 支出事務 非常勤職員の日額報酬の支給方法について、適正でないものがあった。	1 支出事務 当該支給方法については、直ちに是正しました。今後は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に処理します。
2 契約事務 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。	2 契約事務 当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙を貼付しました。今後は、印紙税法に基づき、適正な事務処理の徹底を図ります。
3 その他 出勤簿に押印のないものがあった。	3 その他 当該出勤簿の押印漏れについては、直ちに補正を行いました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理します。